## 行政強制法草案条文及び草案の説明

### 2009年8月28日

# 独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

#### 行政強制法草案条文及び草案の説明

第十一回全国人民代表大会常務委員会第十次会議は、「中華人民共和国行政強制法(草案)」に対して三回目の審議を行った。ここに「中華人民共和国行政強制法(草案)」及び草案の修正状況に対する報告を中国人大網で公布し、社会から意見を募集する。社会各界の公衆は中国人大網(www.npc.gov.cn)に直接登録の上、意見を提出することができる。

また、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会(北京市西城区西交民巷 23 号、郵便番号:100805、封筒に行政強制法草案応募意見と明記)に意見を送付してもよい。意見募集期限は2009年9月30日とする。

2009年8月28日

## 中華人民共和国行政強制法(草案)(第三次審議稿)

目 次

第一章 総則

第二章 行政強制の種類と設定

第三章 行政強制措置実施の手順

第一節 一般規定

第二節 差し押さえ、留置

第三節 凍結

第四章 行政機関強制執行の手順

第一節 一般規定

第二節 金銭支払い義務の執行

第三節 作為義務、不作為義務の執行

第五章 人民法院の強制執行申請

第六章 法的責任

第七章 附則

#### 第一章 総則

第一条 行政強制の設定と実施を規範化し、行政機関が法により職務責任を履行することを保障・監督し、公共の利益と社会の秩序を維持し、公民、法人及びその他の組織の合法的権益を保護することを目的として、憲法に基づき本法を制定する。

第二条 本法にいう行政強制とは、行政強制措置と行政強制執行を含む。

行政強制措置とは、行政機関が行政管理の過程で、違法行為の制止、証拠隠滅の防止し、 危害発生の回避、危険拡大の抑止を目的として、法に基づいて公民の身体の自由に対して 一時的な制限を設ける、または公民、法人、その他の組織の財産に対して一時的な制限を 設ける行為を指す。

行政強制執行とは、行政機関または行政機関が申請した人民法院が、行政決定を履行しない公民、法人またはその他の組織に対し、法に基づいて履行義務を強制する行為を指す。

第三条 行政強制の設定と実施には、本法を適用する。

自然災害、事故、公共衛生事件または社会安全事件などの突発性の事件が発生した、または間もなく発生する場合、行政機関は応急措置または臨時措置を採り、関連する法律、行政法規の規定に従って執行する。

関連行政機関は、金融業に対する慎重な監督管理措置、輸出入貨物の強制的技術監視制 御措置を採用し、関連する法律、行政法規の規定に従って執行する。

第四条 行政強制の設定と実施は、法定の権限、範囲、条件、手順に従わなければならない。

第五条 行政強制の設定と実施は、適切でなければならない。非強制手段の採用で行政 管理の目的を達成できる場合は、行政強制を設定・実施してはならない。

第六条 行政強制の実施は、教育と強制の結合を固持しなければならない。

第七条 行政機関または法律、行政法規が授権する組織、及びその業務者は、行政強制権を利用して企業または個人のために利益を図ってはならない。

第八条 公民、法人またはその他の組織は、行政機関の実施する行政強制に対し、陳述権、弁明権を有する。また、法に基づいて行政再審の申請、または行政訴訟の提起を行う権利があり、行政機関が違法な行政強制を実施したために損害を被った場合には、法に基づいて賠償を請求する権利がある。

公民、法人またはその他の組織が、人民法院の違法な強制執行行為または強制執行範囲の拡大により損害を被った場合には、法に基づいて賠償を請求する権利がある。

#### 第二章 行政強制の種類と設定

#### 第九条 行政強制措置の種類

- (一) 公民の身体の自由の制限
- (二)場所、設備または財産の差し押さえ
- (三) 財産の留置
- (四)預金・送金の凍結
- (五) その他の行政強制措置

第十条 行政強制措置は法律により設定される。

法律で制定されていない、または国務院行政管理職権事項に属するものについては、行政法規によって本法第九条第一項、第四項以外の行政強制措置を設定できる。

法律、行政法規で制定されていない、または地方業務に属するものについては、地方の 法規が本法第九条第二項、第三項の行政強制措置を設定できる。

第十一条 法律が行政強制措置の対象、条件、種類に対して規定している場合、行政法 規、地方の法規は規定を拡大してはならない。

法律で行政強制措置が設定されていない場合、行政法規、地方の法規は行政強制措置を 追加してはならない。

第十二条 行政強制執行の方式は以下のとおり。

- (一) 妨害の排除、原状の回復などの義務の代替履行。
- (二) 罰金または滞納金を科す。
- (三)預金・送金の振替。
- (四) 競売、または法に基づいた場所、設備、財産の差し押さえと留置。
- (五) その他の強制執行方式。

第十三条 行政強制の執行は法律により設定される。

法律が行政機関の強制執行を規定していない場合、行政決定を下す行政機関は人民法院 に強制執行を申請しなければならない。

第十四条 法律草案、法規草案を起草し行政強制を設定する場合、起草団体は、ヒアリング、討論会などの形式で意見を聴取し、制定機関に対し、当該行政強制を設定する必要性、生じる可能性のある影響及び意見のヒアリングと採用についての状況を説明しなければならない。

第十五条 行政強制の設定機関は、定期的に設定した行政強制に対して評価を実施し、 すでに設定された行政強制について不適当とみなす場合、当該行政強制設定の規定を速や かに修正または廃止しなければならない。

行政強制の実施機関は、すでに設定した行政強制の実施状況及び存在の必要性について、 適宜評価を実施し、意見を当該行政強制の設定機関に報告できる。

公民、法人またはその他の組織は、行政強制の設定機関と実施機関に対し、行政強制の 設定と実施に関する意見や提案を提出できる。

#### 第三章 行政強制措置実施の手順

#### 第一節 一般規定

第十六条 行政機関は行政管理の職務責任を履行し、法律、法規の規定に従い、行政強

制措置を実施できる。

違法行為の状況が軽微で、明確な社会的危害が無く、関係する財産量が少量の場合、行 政強制措置を採らなくてよい。

第十七条 行政強制措置は、法律、法規の規定する行政機関が法定の職権の範囲内で実施する。行政強制措置権は委託してはならない。

法律、行政法規が授権する公共事務管理の職務能力を有する組織が法定授権範囲内で自己の名義で行政強制措置を実施する場合、本法の行政機関に関する規定を適用する。

行政強制措置は、行政機関の資格を有する正式な法執行職員により実施されなければならず、その他の者は実施してはならない。

第十八条 行政機関の実施する行政強制措置は以下の規定を遵守しなければならない。

- (一) 行政強制措置を実施する前に、行政機関の責任者に報告し、許可を得なければならない。
  - (二) 二名以上の行政執行者により実施する。
  - (三) 法執行身分証を提示する。
  - (四) 当事者が現場にいる。
- (五) 現場にて行政強制措置を採る理由、根拠、当事者が法に基づき有する権利及び救済経路を当事者に告知する。
  - (六) 当事者の陳述と弁明を聴取する。
  - (七) 現場記録を製作する。
- (八) 現場記録は当事者と行政執行者の署名または捺印を付す。当事者が署名または捺印を拒否する場合、記録上にこれを注記する。
- (九) 当事者が不在の場合、証人を現場に召喚し、証人と行政執行者が現場記録に署名 または捺印を付す。
  - (十) 法律、法規の規定するその他の手順。

第十九条 状況が緊急であり、その場で行政強制措置を実施する必要がある場合、行政 執行職員は二十四時間以内に行政機関の責任者に報告しなければならない。

第二十条 法律の規定により公民の身体の自由を制限する行政強制措置を実施する場合、 本法第十八条に規定する手順を履行する以外に、下記の規定も遵守しなければならない。

- (一) その場でまたは行政強制措置実施後すぐに、当事者の家族に行政強制措置を実施する行政機関と場所を告知する。
- (二) 緊急の状況下で行政強制措置をその場で実施する場合、行政機関に戻った後すぐ に行政機関の責任者に報告する。

#### (三) 法律の規定するその他の手順。

身体の自由を制限する行政強制措置の実施は法定期限を超えてはならない。行政強制措置を実施する目的がすでに達成された、または条件がすでに消失した場合は、速やかにこれを解除しなければならない。

第二十一条 行政機関が法により企業の財務帳簿、取引記録、業務事項などを調査する場合、企業の正常な生産経営活動に影響してはならず、知り得た企業の営業秘密を守らなければならない。

第二十二条 違法行為が犯罪に関わり司法機関に移送しなければならない場合、行政機関は差し押さえ、留置、凍結を行った財産をすべて移送しなければならない。

#### 第二節 差し押さえ、留置

第二十三条 差し押さえ・留置は、法律、法規の規定する行政機関及び法律、行政法規の授権する組織により実施し、その他のいかなる行政機関または組織も実施してはならない。

第二十四条 差し押さえ・留置は案件に関わる場所、設備または財産に限られ、違法行為と無関係の場所、設備または財産を差し押さえ・留置してはならない。公民個人及びその扶養家族の生活必需品を差し押さえ・留置してはならない。

当事者の場所、設備または財産がすでにその他の国家機関に法に基づいて差し押さえられている場合、重複して差し押さえてはならない。

第二十五条 行政機関が差し押さえ・留置を実施する場合、本法第十八条の規定する手順を履行する以外に、差し押さえ・留置決定書と明細書を作成し、その場で交付しなければならない。

差し押さえ・留置決定書は以下の事項を明記しなければならない。

- (一) 当事者の氏名または名称、住所
- (二) 差し押さえ・留置の理由、根拠、期限
- (三) 差し押さえ・留置の場所、設備または財産の名称、数量など
- (四) 行政再審の申請または行政訴訟の提起の経路と期限
- (五) 行政機関の名称、印章、日時

差し押さえ・留置明細書は一式2部作成し、当事者と行政機関がそれぞれ保管する。

第二十六条 差し押さえ・留置の期限は 30 日を超えてはならない。状況が複雑な場合、 行政機関の責任者の許可を得て、30 日延長できる。ただし、法律、行政法規で別の規定が ある場合を除く。

差し押さえ・留置を延長する決定は当事者に告知しなければならない。

物品に対し測定、検査、検疫または技術鑑定を実施する必要がある場合、差し押さえ・ 留置の期間は、測定、検査、検疫または技術鑑定の期間を含まない。測定、検査、検疫ま たは技術鑑定の期間を明確にし、当事者にこれを告知しなければならない。測定、検査、 検疫または技術鑑定の費用は、行政機関により負担する。

第二十七条 差し押さえ・留置の場所、設備、財産に対し、行政機関は適切にこれを保管し、使用または破壊してはならない。損失を招いた場合、賠償責任を負わなければならない。

差し押さえた場所、設備、財産に対し、行政機関は当事者を指定して保管でき、また第 三者に委託して保管することもできる。当事者または第三者はこれを破壊または無断で移 動してはならない。当事者の原因により損失を招いた場合は当事者が責任を負い、第三者 の原因により損失を招いた場合は、行政機関と第三者が連帯賠償責任を負う。

差し押さえ・留置により発生する保管費用は行政機関が負担する。

第二十八条 行政機関は差し押さえ・留置措置の実施後、速やかに事実を調査し、法定期限内に処理決定を下さなければならない。違法の事実が明確な場合、法に基づいて没収するべき非合法の財産を没収する。法律、行政法規が廃棄するべきであると規定している場合は、これを廃棄する。

違法行為が無い、または差し押さえ・留置措置を実施する必要が無くなった場合、速やかに差し押さえ・留置決定の取り消し、差し押さえの解除、財産の返還を行わなければならない。生鮮品またはその他の保管の難しい財産を競売または換金した場合、競売または換金による所得を返還する。換金価格が明らかに市場価格より低く、当事者が損失を被る場合、当事者は補償を求める権利を有する。

行政機関が期限を過ぎても決定を下さない場合、差し押さえは解除されたとみなす。当 事者が差し押さえられた財産の返還を要求する場合、行政機関は速やかにこれを返還しな ければならない。

#### 第三節 凍結

第二十九条 預金・送金の凍結は、法律の規定する行政機関により実施され、その他の 行政機関または組織に委託してはならない。その他のいかなる行政機関または組織も預 金・送金を凍結してはならない。

金融監督監察機関は法律の規定に従い、違法資金の転移または隠匿を行った形跡を証明する証拠がある場合、法に基づいて司法機関に凍結を申請できる。犯罪に関わる場合、公安機関に移送して処理を行う。

預金・送金の凍結金額は、行政決定を履行する金額または違法行為の情状と対応しなければならない。すでにその他の国家機関が法に基づいて凍結している場合、重複して凍結してはならない。

第三十条 預金・送金の凍結は、書面で金融機関に通知しなければならない。

金融機関は、行政機関が法に基づいて下した預金・送金凍結決定を受け取った後、速やかにこれを凍結し、これを延期したり、凍結前に当事者に対して情報を漏洩したりしてはならない。

法律の規定する以外の行政機関または組織が当事者の預金・送金を凍結するよう要求する場合、金融機関はこれを拒否しなければならない。

第三十一条 法律の規定により預金・送金を凍結する場合、決定を下した行政機関は三日以内に当事者に凍結決定書を交付しなければならない。凍結決定書には以下の事項を明記しなければならない。

- (一) 当事者の氏名または名称、住所
- (二) 凍結の理由と根拠
- (三) 凍結する口座の口座番号と金額
- (四) 行政再審の申請または行政訴訟の提起のための経路及びその期限
- (五) 行政機関の名称、印章と日時。

第三十二条 預金・送金を凍結した日から 30 日以内に、行政機関は処理の決定または凍結解除の決定を下さなければならない。状況が複雑な場合は、行政機関の責任者の許可を得た上で、30 日間の延長が可能である。ただし、法律で別の規定がある場合を除く。

凍結延長の決定は当事者に告示しなければならない。

第三十三条 凍結の必要が無くなった場合、行政機関は速やかに凍結解除の決定を下さなければならない。

行政機関は凍結解除の決定を下す場合、速やかに金融機関と当事者に通知しなければならない。

行政機関が期限を過ぎても処理の決定または凍結解除の決定を下さない場合、金融機関は凍結期限満了日に凍結を解除しなければならない。

#### 第四章 行政機関強制執行の手順

#### 第一節 一般規定

第三十四条 行政機関が法により行政決定を下した後、当事者が行政機関の決定した期

限内に義務を履行しない場合、行政強制執行権を有する行政機関は本章の規定により強制 執行を行うことができる。

第三十五条 行政機関は強制執行の決定を下す前に、事前に当事者に対して義務を履行するよう督促しなければならない。督促は書面形式で行い、下記の事項を明記しなければならない。

- (一) 当事者の義務履行期限
- (二)強制執行の方式
- (三) 金銭の支払いに関わる場合、明確な金額と支払い方法
- (四) 当事者が法により有する権利

督促を経て当事者が行政決定を履行する場合、強制執行は実施しない。

第三十六条 当事者は督促通知書を受け取った後、陳述と弁明を行う権利がある。行政 機関は当事者の意見を十分に聴取し、当事者が提出した事実、理由、証拠について記録及 び再調査を実施しなければならない。当事者の提出する事実、理由または証拠が成立する 場合、行政機関はこれを受け入れなければならない。

第三十七条 督促を経て期限を過ぎても当事者が行政決定を履行せず、正当な理由も無い場合、行政機関は強制執行の決定を下すことができる。

強制執行の決定は書面形式で行い、下記の事項の明記しなければならない。

- (一) 当事者の氏名または名称、住所
- (二)強制執行の理由と根拠
- (三)強制執行の方式と時期
- (四) 行政再審の申請または行政訴訟の提起のための経路と期限
- (五) 行政機関の名称、印章と日時

督促期間中、違法資金の移転または隠匿を行った形跡を証明する証拠がある場合、行政 機関は強制執行決定を即時に下すことができる。

第三十八条 行政強制執行決定書は執行時にその場で当事者に交付しなければならない。 当事者が受け取りを拒否する、または当事者が不在の場合、「中華人民共和国民事訴訟法」 の関連規定により送達しなければならない。

第三十九条 下記の状況のいずれかにあてはまる場合、執行を中止する。

- (一) 行政機関が執行中止の必要を認めている。
- (二) 当事者による行政決定の履行が困難または一時的に履行能力が無いことが明白で、 行政機関の同意を得ている。

- (三) 第三者が執行対象物に対し権利を主張している。
- (四)執行が補修困難な損失を招く可能性があり、執行の中止が公共利益を損なわない。 執行中止の場合が消失した後、行政機関は執行を回復しなければならない。社会への明 らかな危害が無く、案件に関わる財産も少量で、当事者に確実に履行能力が無く、執行中 止から満3年を過ぎても執行を回復していない場合、行政機関はこれを執行しない。

第四十条 下記の状況のいずれかにあてはまる場合、執行を終了する。

- (一) 公民が死亡し、執行のための遺産が無く、義務引受人がいない。
- (二)法人またはその他の組織が終了し、執行のための財産が無く、権利義務引受人がいない。
  - (三) 執行対象物が消失した。

第四十一条 強制執行の完了後、執行した行政決定の取り消し、または執行に間違いがあった場合、元の状態を回復し、執行された財産を返還しなければならない。現物を返還できない場合、市場価格に従って換算し賠償する。

第四十二条 行政強制執行を実施する場合、行政機関は公共利益と他人の合法的権益を 損なわない状況下で、当事者と執行協議により合意に達することができる。執行協議は分 割履行を約定することができる。当事者が救済措置を採用する場合、罰金または滞納金を 減免できる。

執行協議は履行されなければならない。当事者が執行協議を履行しない場合、行政機関は強制執行を回復しなければならない。

第四十三条 行政機関は夜間または法定休日に行政強制執行を実施してはならない。ただし、緊急の状況または当事者が同意する場合を除く。

行政機関は住民の生活に対し、水、電気、暖房、ガスの供給を停止する方法で当事者に 行政決定の履行を迫ってはならない。

#### 第二節 金銭支払い義務の執行

第四十四条 行政機関が法により金銭支払い義務の行政決定を下し、当事者が期限を過ぎてもこれを履行しない場合、行政機関は法に基づいて罰金または滞納金を日数に応じて 科すことができる。罰金または滞納金を科す基準は当事者に告知しなければならない。

罰金または滞納金の金額は金銭支払い義務の金額を超えてはならない。

第四十五条 行政機関が本法第四十四条の規定により実施する執行処罰が 30 日を超えて も当事者がこれを履行しない場合、行政強制執行権を有する行政機関は強制執行を実施で きる。

行政機関が強制執行を実施する前に、差し押さえ、留置、凍結措置が必要な場合、本法 第三章第二節、第三節の規定により処理する。

行政強制執行権の無い行政機関は、人民法院に強制執行を申請しなければならない。ただし、当事者が法定期限内に行政再審の申請または行政訴訟の提起を行わず、督促を経てもこれを履行しない場合、行政管理実施の過程ですでに差し押さえ、留置措置を採った行政機関は、差し押さえ・留置した財産を法により競売し罰金として徴収できる。

第四十六条 預金・送金の振替は法律の規定する行政機関により決定しなければならない。預金・送金の振替は金融機関に書面で通知しなければならない。金融機関は行政機関が法に基づいて作成した預金・送金振替の決定を受け取ってから 2 日以内に振替を行わなければならない。

法律の規定する以外の行政機関または組織が当事者の預金・送金の振替を要求する場合、 金融機関はこれを拒否しなければならない。

第四十七条 法に基づいて競売される財産は、行政機関の委託する競売機関が「中華人民共和国競売法」の規定に従って処理する。

第四十八条 預金・送金の振替及び競売による所得は財政専用口座または法律、法規の 規定する口座に振り込まなければならず、行政機関の基本口座またはその他の口座に振り 込んではならない。いかなる行政機関または個人もいかなる形式による保管、横領または 着服を行ってはならない。

#### 第三節 作為義務、不作為義務の執行

第四十九条 行政機関が法により当事者に妨害の排除、原状の回復などの義務履行を要求する決定を下し、当事者が期限を超えても履行せず、督促を経てもこれを履行しない場合、行政機関は利害関係の無いその他の組織に代替履行を委託できる。

代替履行は下記の規定を遵守しなければならない。

- (一) 代替履行の対象、方式、日時、場所及び代替履行者を送達・公告する。
- (二)代替履行日時の三日前に当事者に履行の督促を行う。当事者が履行する場合、代 替履行を停止する。
- (三)代替履行時、決定を下した行政機関は業務者を現場に派遣し監督しなければならない。
- (四)代替履行が完了したら、行政機関、代替履行者、当事者または証人は執行文書に 署名または捺印しなければならない。

代替履行の費用は当事者が負担する。ただし、法律に別の規定がある場合を除く。

第五十条 道路、航路または公共の場所の遺留物、障害物または汚染物質を速やかに清掃する必要があり、当事者がこれを清掃できない場合、行政機関は即時代替履行を実施することができる。

即時代替履行の実施時に当事者が不在の場合、行政機関は事後速やかに当事者に通知し、法に基づいて処理しなければならない。

第五十一条 法律の規定に従い、違法な建築、違法に設置された看板などに対して強制 撤去を実施する必要がある場合、下記の規定を遵守しなければならない。

- (一) 行政機関はこれを公告し、期限を定めて当事者の自主的な撤去を求める。
- (二) 当事者の同意を得て、行政機関は利害関係の無いその他の組織に代替履行を委託できる。
- (三) 当事者が期限を過ぎても撤去を拒否する場合、法律で別の規定がある場合を除き、 行政機関が法により人民法院に強制執行を申請する。

#### 第五章 人民法院の強制執行申請

第五十二条 当事者が法定期限内に行政再審の申請または行政訴訟の提起を行わず、行政決定も履行しない場合、行政強制執行権を持たない行政機関は期限満了日から三カ月以内に、本章の規定に従って人民法院に強制執行を申請することができる。

第五十三条 行政機関は人民法院に強制執行を申請する前に、当事者に義務の履行を督促しなければならない。督促書の送達から 10 日を過ぎても当事者が義務を履行しない場合、行政機関は所在地の末端人民法院に強制執行を申請できる。執行対象が不動産の場合、不動産の所在地の末端人民法院に強制執行を申請する。

第五十四条 行政機関が人民法院に強制執行を申請する場合、下記の材料を提供しなければならない。

- (一) 強制執行申請書
- (二) 行政決定書及び決定を下した事実、理由と根拠
- (三) 当事者の意見及び行政機関の督促状況
- (四) 強制執行を申請する対象物の状況

強制執行申請書には、行政機関の責任者による署名及び行政機関の捺印があり、また日時が明記されている必要がある。

第五十五条 人民法院は行政機関の強制執行の申請を受け取ってから三日以内にこれを

受理しなければならない。ただし、当該法院の管轄に属さない場合は、これを受理しない。 行政機関は人民法院が受理しなかったことについて異議がある場合、15 日以内に上級人 民法院に再審を申請でき、上級人民法院は再審申請を受け取った日から 15 日以内に受理を するか否かの裁定を下さなければならない。

第五十六条 人民法院が行政機関の強制執行の申請に対し書面審査を実施し、申請が本 法第五十四条の規定を満たし、かつ行政決定が法的効力を備えている場合、人民法院は受 理日から5日以内に執行の裁定を下さなければならない。

第五十七条 人民法院が下記の状況のいずれかを発見した場合、裁定を下す前に被執行者及び行政機関の意見を聴取できる。

- (一) 事実の根拠が明らかに欠如している。
- (二) 法律、法規の根拠が明らかに欠如している。
- (三) その他の明らかな違法行為があり、且つ被執行者の合法的権益を損なう。

人民法院は、受理日から **30** 日以内に執行するか否かの裁定を下さなければならない。執行しない旨の裁定を下す場合は、理由を説明し、**5** 日以内に執行しない旨の裁定を行政機関に送達しなければならない。

行政機関が人民法院による執行しない旨の裁定を不服とする場合、裁定を受け取った日から 15 日以内に一等級上の人民法院に再審を申請できる。一等級上の人民法院は再審の申請を受け取った日から 30 日以内に執行するか否かの裁定を下さなければならない。

第五十八条 緊急の情況の場合、行政機関は公共の安全の保障のため、人民法院に即時執行を申請できる。人民法院は、人民法院の院長の許可を得た上で、執行裁定日から 5 日 以内にこれを執行しなければならない。

第五十九条 行政機関が人民法院に金銭支払い義務案件についての強制執行を申請し、 執行が裁定された場合は、人民法院がこれを執行する。

行政機関が障害の排除、原状の回復などの義務案件の強制執行を申請し、執行が裁定された場合、行政機関が利害関係の無いその他の組織に代替履行を委託する。必要なら、人民法院が業務者を現場に派遣し監督できる。

第六十条 行政機関は人民法院に強制執行を申請する際、申請費用を支払わない。強制 執行の費用は被執行者が負担する。

人民法院が、振替、競売の方法で強制執行を行う場合、振替、競売後に執行費用を控除できる。

法に基づいて財産を競売する場合、人民法院は競売機関に対して「中華人民共和国競売

法」の規定に従い処理するよう委託する。

預金・送金の振替及び競売による所得は、財政専用口座または法律、法規の規定する口座に振り込み、人民法院または行政機関の基本口座またはその他の口座に振り込んではならない。いかなる形式の保管、横領または着服も行ってはならない。

#### 第六章 法的責任

第六十一条 行政機関の実施する行政強制が下記のいずれかの状況にあてはまる場合、 上級行政機関または関連部門が改正を命令し、直接責任を負う主管担当者とその他の直接 責任を負う職員に対し法に基づいて処分を科す。

- (一) 法律、法規の根拠が無い場合
- (二) 行政強制対象、条件、方式の変更した場合。
- (三) 法定の手順を違反して行政強制の実施を行った場合
- (四)本法の規定に違反して企業の財務帳簿、取引記録、業務事項などを調査し、企業の正常な経営活動に影響を与えたり、または知り得た企業の商業秘密を漏洩したりした場合
  - (五) 本法の規定に違反し、夜間または法定休日に行政強制執行を実施した場合
- (六)本法の規定に違反し、住民の生活に対し、水、電気、暖房、ガスなどの供給を停止する形で当事者に行政決定の履行を迫った場合

第六十二条 本法の規定に違反し、行政機関が下記の状況のいずれかにあてはまる場合、 上級行政機関または関連部門が改正の命令を下し、直接責任を負う主管担当者と直接責任 を負う職員に対し法に基づいて処分を科す。当事者が損失を被った場合、法によりこれを 賠償する。

- (一) 差し押さえ、留置、凍結の範囲を拡大した。
- (二) 差し押さえ・留置した場所、設備または財産を使用または破壊した。
- (三) 差し押さえ・留置の法定期間内に処理の決定を下さなかった、または法に基づいた速やかな差し押さえの解除、留置物品の返還を行わなかった。
- (四)預金・送金の凍結の法定期間内に処理の決定を下さなかった、または法に基づいた速やかな凍結解除を行わなかった。

第六十三条 行政機関が差し押さえ・留置した財産、凍結した預金・送金、及び競売による所得を保管、横領または着服した場合、財政部門または関連部門によりこれを追加徴収し、直接責任を負う主管担当者と直接責任を負うその他の職員に対し法に基づいて重大過失としての記録、降格、役職剥奪、解雇の処分を科す。

行政機関の職員が職務上の便宜を利用し、差し押さえ・留置した場所、設備または財産

を着服した場合、上級行政機関または関連部門が改正を命令し、直接責任を負う主管担当者と直接責任を負う職員に対し法に基づいて処分を科す。当事者が損失を被った場合、法に基づいてこれを賠償する。

第六十四条 行政機関または法律、行政法規の授権する組織、及びその職員が行政強制権を利用して、団体または個人のために利益を得る場合、上級行政機関または関連部門が改正を命令し、直接責任を負う主管担当者と直接責任を負う職員に対して法に基づいて処分を科す。当事者が損失を被った場合、法によりこれを賠償する。

第六十五条 本法の規定に違反し、金融機関が下記のいずれかの状況に当てはまる場合、 直接責任を負う主管担当者と直接責任を負う職員に対し、人民法院が罰金、拘留の処罰を 科す。または、金融業監督管理部門が罰金を科し、処分を下す。

- (一) 凍結前に当事者に情報を漏洩した。
- (二) 即時凍結すべき預金・送金を凍結せず、預金・送金の移転に至った。
- (三) 規定の期限内に預金・送金を振り替えなかった。

第六十六条 本法の規定に違反し、金融機関が下記のいずれかの状況に当てはまる場合、 金融業監督管理部門が改正を命令し、直接責任を負う主管担当者と直接責任を負う職員に 対し処分を科す。当事者が損失を被った場合、法に基づいてこれを賠償する。

- (一) 速やかに預金・送金の凍結を解除しなかった。
- (二) 凍結・振替を行うべきでない預金・送金に対し凍結または振替を行った。

第六十七条 本法の規定に違反し、金融機関が金銭を財政専用口座または法律、法規の 規定する口座に振り込まなかった場合、金融業監督管理部門が改正を命令し、違法に振り 替えた金額の二倍の罰金を科す。直接責任を負う主管担当者と直接責任を負う職員に対し ては処分を科す。

本法の規定に違反し、行政機関、人民法院が金融機関に対し財政専用口座または法律、 法規の規定する口座以外の口座へ金銭を振り込むよう命令した場合、直接責任を負う主管 担当者と直接責任を負う職員に対し法に基づいて処分を科す。

第六十八条 人民法院及びその職員が違法に強制執行を実施した、または執行の範囲を拡大し、公民の身体または財産への損害、法人またはその他の組織への損害をもたらした場合、法に基づき賠償を行う。直接責任を負う主管担当者と直接責任を負う職員に対し法に基づいて処分を科す。

第六十九条 本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法に基づいて刑事責任を追及

する。

#### 第七章 附則

第七十条 本法の 10 日以下の期限に関する規定は営業日を指し、法定休日を含まない。 10 日以下には 10 日が含まれる。

第七十一条 本法は 年 月 日から執行される。

#### 全国人民代表大会法律委員会の「中華人民共和国行政強制法(草案)」 の修正状況に関する報告

行政強制法は、行政強制の設定と実施を規範化し、行政機関が法に基づいて職務責任を 履行することを保障・監督し、公共の利益と社会の秩序を維持し、公民、法人、その他の 組織の合法的権益を保護する重要な法律である。法制工作委員会は、1999 年3月から行政 強制法の起草作業を始め、調査研究を重ねると共に、国務院関連部門、地方人民代表大会 と全国人民代表大会の一部代表、専門家の意見を広く集めた上で、行政強制法(草案)を 作成し、2005 年 12 月に第十回全国人民代表大会常務委員会第十九次会議で初めての審議 を要請した。会議後、法律委員会、法制工作委員会は再び関連方面の意見を募集し、一部 の地方人民代表大会と政府法制部門による研究討論会を開催し、草案に対する研究と修正 を実施した。草案は、2007 年 10 月、第十回全国人民代表大会常務委員会第三十次会議で 再度審議された。第十回常務委員会の立法計画と今年の立法作業計画に基づき、法律委員 会、法制工作委員会は過去二回の審議を基に、常務委員会が組織したメンバーや各方面の 意見を真剣に研究し、2009 年 6 月 11 日、12 日に北京市で座談会を開催し、国務院関連部 門、一部の地方人民代表大会、地方政府法制弁、専門家の意見を募集し、草案に更なる修 正を行った。法律委員会は 2009 年 8 月 10 日、19 日に会議を開催し、常務委員会が組織す るメンバーの審議意見と各方面の意見に基づいて、草案に対して条ごとに審議を行った。 国務院法制弁の関係者も会議に参加した。ここに、草案の第二次審議稿の主な内容と主な 問題の修正状況を報告する。

#### 一、草案第二次審議稿の主な内容

#### (一) 行政強制法制定の基本的考え

行政強制制度は、行政管理の効率、公民の身体権の制限及び公民、法人の財産権の処分に関係する。行政強制には二つの分野が含まれる。一つ目は行政強制措置、すなわち行政機関が行政管理の過程で、法に基づいて公民の身体の自由に対して一時的な制限を設ける、または公民、法人、その他の組織の財産に対して一時的な制限を設ける行為である。二つ目は行政強制執行、すなわち行政機関または行政機関が申請した人民法院が、法的効力の発生した行政決定を履行しない公民、法人またはその他の組織に対し、法に基づいて履行義務を強制する行為である。行政強制についての統一された法律規範が無いため、行政機関が法律執行の過程で行政強制手段を乱用し、公民、法人の合法的権益を侵害する状況が存在するのみならず、行政機関の強制手段や法律執行能力が不十分で一部の違法行為を効果的に制止できないなどの問題が見られてきた。このため、各方面の意見を基に行政強制法を制定し、行政強制の原則を明確にし、設定と実施手順から行政強制権に対する規範化を実施し、法律執行者による行政強制手段の濫用を予防・処罰して、公民、法人の合法的権益を保護することとした。さらに、政府の効果的な行政管理の実施を規範化し、保証す

ることも目的の一つである。わが国は現在改革発展の重要な時期にあり、行政機関の法に 基づく職務責任の履行を保障し、行政管理能力と公共サービスレベルを高め、公共の利益 と社会の秩序をよりよく維持しなければならない。

#### (二) 行政強制措置の設定と実施に関して

行政強制措置の設定権と実施手順は、本法において規範化されるべき主要な問題である。 草案第二次審議稿は、行政強制措置は法律により設定され、法律の制定が無い場合、また は国務院行政管理職権事項に属する場合は、行政法規によって差し押さえる場所、設備ま たは財産と、留置する財産、及びその他の行政強制措置を設定できると規定した。法律、 行政法規の制定が無い場合、または地方の業務に属する場合、地方の法規によって差し押 さえる場所、設備または財産と、留置する財産など二種類の行政強制措置を設定できる。 草案第二次審議稿は、行政強制措置を実施する一般的な手順に対して明確な規定を設け、 法律執行の過程で比較的多く用いられる差し押さえ、留置、凍結などの手順に対し具体的 な要求を提起し、行政機関による企業の財務帳簿、取引記録、業務事項などの調査に対し ても具体的な規範を明確にした。

#### (三) 行政強制執行の設定と実施に関して

行政強制執行の設定と実施に対する規範化の実施は、本法の重要な内容の一つである。 草案第二次審議稿は、行政強制執行を実施する行政機関は法律により規定され、法律の規 定が無い行政機関が強制執行を行う場合、行政決定を下す行政機関は人民法院に強制執行 を申請しなければならないと規定した。草案第二次審議稿はさらに、人民法院が行政機関 の強制執行申請に対して書面審査を実施し、行政決定に明らかな事実、法律・法規の根拠 の欠如が見られる場合は、実態的な審査を実施できると規定した。

#### 二、草案第三次審議稿の主な修正状況

#### (一) 行政強制設定の論証評価に関して

一部の常務委員会委員は、行政強制の設定の規範化、公民、法人、その他の組織の合法的権益の保障のため、草案に行政強制の事前論証と実施中における査定手順を追加すべきと主張した。法律委員会は、研究を経て、二項目の内容を追加するよう提案した。すなわち、「法律草案、法規草案を起草し行政強制を設定しようとする場合、起草団体は、ヒアリング、討論会などの形式で意見を聴取し、制定機関に対し、当該行政強制を設定する必要性、生じる可能性のある影響及び意見の聴取及び採用についての状況を説明しなければならない。」、「行政強制の設定機関は、定期的に設定した行政強制に対して評価を実施し、すでに設定された行政強制について不適切とみなす場合、当該行政強制の設定についての規定に対して速やかに修正または廃止を行わなければならない。」、「行政強制の実施機関はすでに設定された行政強制についての実施状況及び存在の必要について適宜評価を行い、か

つその意見を当該行政強制の設定機関に対して報告することができる。」、「公民、法人また はその他の組織は、行政強制の設定機関と実施機関に対し、行政強制の設定と実施に関す る意見や提案を提出できる。」である。(草案第三次審議稿第十四条、第十五条)

#### (二) 行政強制措置の実施主体に関して

草案第二次審議稿第十五条は、行政強制措置は法律、法規の規定する行政機関、または法律、法規の授権する組織により実施されると規定している。常務委員会の組織する一部メンバーや専門家は、現在の行政強制措置の法執行主体は比較的繁雑で、一部の地方や部門では、行政強制権を社会組織や資格を備えない法執行職員に委託して実施しており、ひいては臨時職員を雇用して法執行を行う場合さえあり、法執行の恣意性が比較的大きく、公民の合法的権益を侵害する状況が発生して、法制の厳粛性と政府のイメージに影響している。このため、行政強制の執行主体に対してさらに規範を加えなければならない。法律委員会は、国務院法制弁と共同で研究を重ね、二項目の内容を追加するよう提案した。すなわち、「行政強制措置権は委託してはならない。」、「行政強制措置は、行政機関の資格を有する正式な職員により実施されなければならず、その他の者は実施してはならない。」である。(草案第三次審議稿第十七条第一項、第三項)

#### (三) 行政強制措置の手順に関して

一部の常務委員会委員は、実情において行政執行者が行政強制措置を実施する過程で公民、企業の合法的権益を侵害する状況が発生する主な原因は手順が規範化されていないことだと主張した。法律は、行政機関の必要とする行政強制措置を規定すると同時に、手順の面で公民、企業の合法的権益の保護を強化しなければならない。法律委員会は国務院法制弁と共同で研究を重ね、草案第二次審議稿の規定を基に以下の規定を追加するよう提案した。「行政機関が法により企業の財務帳簿、取引記録、業務事項などを調査する場合、企業の正常な生産経営活動に影響してはならず、知り得た企業の営業秘密を守らなければならない。」、「公民個人及びその扶養する家族の生活必需品を差し押さえ・留置してはならない。」、「差し押さえ・留置の延長決定は当事者に告知しなければならない。」、「強制執行の完了後、執行した行政決定の取り消し、または執行に間違いがあった場合、原状を回復し、執行された財産を返還しなければならない。現物を返還できない場合、市場価格に従って換算し賠償する。」(草案第三次審議稿第二十一条、第二十四条第一項、第二十六条第二項、第四十一条)

#### (四)執行協議に関して

草案第二次審議稿第八条第二項は、「行政強制執行の実施は、行政機関が公共の利益や他 人の利益を損なわない状況で、当事者と執行についての和解を行える」と規定している。 一部の常務委員会委員は、執行時に行政機関と当事者が執行協議において合意に達すれば、 行政決定の執行が保障されるだけでなく、社会的な衝突を減らすことができ、社会主義による調和の取れた社会の形成に関する要求に合致すると主張した。草案第二次審議稿は執行についての和解に対してのみ原則的な規定を設けているが、具体的な方法の規定はなく、この原則の徹底には不都合である。法律委員会は研究を経て、草案第二次審議稿第八条第二項を第四章に移動し、さらに以下の規定を追加した。「執行協議においては分割履行を約定することができる。当事者が救済措置を採用する場合、罰金または滞納金を減免できる。」、「執行協議は履行されなければならない。当事者が執行協議を履行しない場合、行政機関は強制執行を回復しなければならない。」(草案第三次審議稿第四十二条)

以上